

# どうなる!? 消費税の軽減税率制度 第10回



税理士 友松 悦子

**社長** ● 軽減税率制度が始まった後に、わが社は軽減税率と標準税率に全部分けることができるかと不安なのですが、どうしたものでしょうか。

**税理士** ● 社長、大丈夫ですよ。売上げ又は仕入れについて、税率ごとの管理が困難な中小企業者に対しては、税額計算の特例（経過措置）が設けられています。売上げについては3つの特例があります。まずは、小売等軽減仕入割合の特例です。簡易課税制度の適用を受けない卸売業又は小売業を営む中小事業者が、課税仕入れ等は税率ごとに区分経理ができるなら、その仕入れに占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等の割合を期間全体の課税売上げに乗じて、軽減税率の対象となる課税売上げを算出し、売上税額を計算できます。

**社長** ● なるほど。この方法は少なくとも、仕入れについては税率ごとに区分経理できないといけないのですね。

**税理士** ● 次に、それ以外の中小事業者や仕入れの区分経理もできない中小事業者は、通常の連続する10営業日の課税売上げに占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げの割合を、期間全体の課税売上げに乗じて、軽減税率の対象となる課税売上げを算出し、売上税額を計算できます。

**社長** ● 10日間は売上げについて税率ごとの管理が必要になるということですね。

**税理士** ● そうなりますね。最後に、上記のいずれの特例の割合計算も困難な中小事業者で、主として軽減税率の対象資産の譲渡等が、全体の課税売上げのおおむね50%以上である事業者の場合は、軽減税率の対象となる譲渡等の割合を50%として計算することもできます。なお、これらの特例の適用対象期間は、いずれも平成31年（2019年）10月1日から平成35年（2023年）9月30日までの期間です。

**社長** ● わが社は決算が3月末ですから、事業年度の途中で始まり、途中で終わることになりますね。

**税理士** ● 仕入れについては2つの特例があります。まずは、小売等軽減売上割合の特例です。簡易課税制度の適用を受けない卸売業又は小売業を営む中小事業者が、課税売上げは税率ごとに区分経理ができるなら、その売上げに占

める軽減税率の対象となる課税売上げの割合を期間全体の課税仕入れ等に乗じて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等を算出し、仕入税額を計算できます。さらに、簡易課税制度についても選択届出書を提出した課税期間から適用できる、簡易課税制度の届出の特例も設けられています。これらの特例は、いずれも平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）9月30日の属する課税期間の末日まで適用できます。

※「課税仕入れ等」及び「課税売上げ」は税込の金額

## 《ポイントの整理》

### ★売上税額の計算の特例

- ① **小売等軽減仕入割合の特例**  
簡易課税制度の適用を受けない卸売業又は小売業を営む中小事業者で、課税仕入れ等については税率の異なるごとに区分経理できる場合は、課税仕入れ等に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等の割合を課税売上げに乗じて計算。
- ② **軽減売上割合の特例**  
通常の連続する10営業日の課税売上げに占める同期間の軽減税率対象の課税売上げの割合を期間全体の課税売上げに乗じて計算。
- ③ **上記①及び②の割合の計算が困難な場合**  
主として軽減税率の対象資産の譲渡等を行う中小事業者で、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上であり、上記①及び②の割合の計算が困難な事業者は、これらの割合を50%として計算。

### ★仕入税額の計算の特例

- ① **小売等軽減売上割合の特例**  
簡易課税制度の適用を受けない卸売業又は小売業を営む中小事業者で、課税売上げについては税率の異なるごとに区分経理できる場合は、課税売上げに占める軽減税率の対象となる課税売上げの割合を課税仕入れ等に乗じて計算。
- ② **簡易課税制度の届出の特例**  
「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した課税期間から簡易課税制度の適用が可能。

## Communication

\* 2019年大阪教室・京都教室 申込み受付中 \*

### 実力派を目指すあなたのための——。納税協会の「総務管理者養成講座」

詳しくは各納税協会のホームページ  をクリック!  
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

#### 講義コース 『大阪教室 夜間コース(\*)』

開催日時 前期 4月2日(火)～7月9日(火)  
後期 7月30日(火)～11月7日(木)  
※ 前・後期開催中、4通りでのコース選択(各27日間)が可能です。  
(18:30～20:30、計54時間)  
会場 納税協会連合会 研修センター  
(大阪市中央区谷町1-5-4 近畿税理士会館大同生命ビル10階)

#### 『京都教室 夜間コース』

開催日時 4月1日(月)～7月10日(水)のうち27日間  
(18:30～20:30、計54時間)  
会場 下京納税協会 会議室  
(京都市下京区間之町通五条下ル二丁目塗師屋町126番地)

通信コース・e-通信コース・通信セレクト・e-通信セレクト 常時受け付けています。

**履修科目** ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務  
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務

| 受講料<br>(消費税込)<br>*2018年12月現在 | 講義コース(大阪・京都教室)(納税協会会員)  | 65,880円    |
|------------------------------|-------------------------|------------|
|                              | // (一般)                 | 76,680円    |
|                              | 通信コース・e-通信コース(納税協会会員)   | 52,920円    |
|                              | // (一般)                 | 63,720円    |
|                              | 通信セレクト・e-通信セレクト(納税協会会員) | 10,800円(*) |
|                              | // (一般)                 | 12,960円(*) |

※ ①～⑥の1科目についての受講料です。  
通信セレクト・e-通信セレクトでは、1回につき、1～3科目までお申込みいただけます。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部  
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)  
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内

### 平成31年3月申告用 所得税の確定申告の手引

申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめた工夫編集。申告書の記載例については、平成30年分で使用される全ての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。  
馬場則行 編 ■B5判1,128頁/定価:本体 2,200円+税



### 平成31年3月申告用 税理士のための 確定申告事務必携

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告  
多忙な確定申告期の事務処理を効率的に確実に処理するための必須項目を厳選し、確定申告実務のポイントを要領よくまとめた税務専門家必携の書。  
堀 三芳・勝山武彦 著 ■B5判502頁/定価:本体 3,200円+税



### 平成31年3月申告用 住宅ローン控除・住宅取得資金贈与のトクする確定申告ガイド

住宅の取得、リフォーム、給付金、資金贈与など減税・非課税のポイントを解説。所得税の確定申告書の記載例も豊富に掲載。  
みどり税理士法人 税理士 塚本和美 著 ■B5判240頁/定価:本体 1,600円+税



### 平成31年3月申告用 一目でわかる医療費控除 事例による可否判定と申告の仕方

医療費控除をめぐる質疑・可否判定を一目でわかる「○」「×」方式で回答。確定申告書の作成方法=「確定申告書A」「確定申告書B」の2種類の申告書様式により具体例でやさしく解説。  
馬場則行 編 ■B5判256頁/定価:本体 1,400円+税



### ○×判定ですぐわかる 所得税の実務

所得税に関する身近な判定事例を「○」「×」方式でわかりやすく解説。  
公益財団法人 納税協会連合会 編集部 編  
■B5判304頁/定価:本体 2,500円+税



◆お求めはお近くの納税協会へ